

鳥取大学天文研究会規約

第1条 本会は、鳥取大学天文研究会と称する。

第2条 本会は、天文現象の観測と、天文現象の研究を目的とする。

第3条 本会は、鳥取大学学生をもって構成する。

第4条 本会に、幹部として以下の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 会計

(構成図)



第5条 幹部は、原則としてその年度の3回生（幹部交代時は2回生）全員とし、人数不足の場合は、上記の役員を兼任する。但し、原則として会長は他役員との兼任はしない。

第6条 幹部交代は、毎年12月25日とする。

第7条 入会金を1000円、会費を1ヶ月500円とする。

第8条 本会の管理・運営等は、合議制によって行う。